

令和8年度

大切な家族の命を守る！



回覧



住まいの耐震化

地震はいつおきても おかしくない状況です！

ちの・宮川・金沢地区を通っている糸魚川—静岡構造線断層帯は、今後30年間の間に地震が発生する可能性が30%で、国内活断層の中でも内陸直下型地震の発生確率が最も高い断層です。過去の大地震の死因の多くは建物の倒壊等によるものです。地震による倒壊から自分や家族の命を守るためには、住宅の耐震診断をし、必要に応じて耐震改修や建替えを行うことが大切です。住宅の耐震化は国をあげての緊急重大課題です。

茅野市においても、耐震化を促進する下記の事業を行っております。是非、ご検討ください。

要注意!!

昭和56年5月31日以前に着工した住宅は、古い耐震基準で建てられていることから、特に地震に弱いとされています。

耐震診断について

まずは耐震診断を行きましょう。



既存木造住宅の場合（木造在来工法）

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅所有者の方は、専門家による耐震診断を『無料』で受けることができます。

■耐震診断対象住宅の要件（要綱より抜粋）

□昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。

（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含みます。）

□個人所有の木造在来工法の住宅（長屋及び共同住宅以外）であること。

（詳細についてはお問合せください）

その他の住宅の場合（鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造枠組壁工法）

昭和56年5月31日以前に着工した鉄筋コンクリート造などの住宅所有者の方は、耐震診断費用の2/3以内の額の補助を受けることができます。ただし、上限は90,000円です。

■補助対象住宅の要件（要綱より抜粋）

□昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること。（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含みます。）

□個人所有の鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造枠組壁工法であること。

（詳細についてはお問合せください）

# 耐震改修工事等について

※補助金の交付申請を行う前に耐震改修工事、除却工事の契約をしてしまうと、補助は受けられません。

## 耐震改修工事等補助金（①又は②の補助金が受けられます。）

耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の場合は、住宅が地震などの揺れに耐えられるよう、耐震改修を行うことを検討するか、建替えを検討します。

市では、耐震改修工事又は建替えを行う際の既存住宅の除却工事を行う場合に、工事に係る費用の一部を補助します。

- ① **耐震改修工事**・・・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅及びその他の住宅の所有者の方は、耐震改修工事に要する費用の4/5 以内の額の補助を受けることができます。

ただし、上限は 1,150,000 円です。

□耐震診断士等による耐震診断の総合評点が 1.0 未満であって、耐震改修後の総合評点が 0.7 以上かつ工事前の総合評点を超える計画であること。

- ★『長野県住宅耐震化緊急加速事業補助金のご案内』・・・長野県が実施する助成金です。改修工事で耐震改修後の総合評点が 1.0 以上となると①の改修補助金に上乗せで最大 50 万円の補助を行っています。

- ② **除却工事**・・・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅又はその他の住宅の所有者の方で、既存住宅の同一敷地内に建替えを行う際、その既存住宅全部を除却する費用の1/2 以内の額の補助を受けることができます。

ただし、上限は 978,000 円です。

□耐震診断士等による耐震診断の総合評点が 1.0 未満であって、建設業者又は解体業者が行う除却工事であること。

□建て替え後の住宅が、特別警戒区域外に所在すること。

- ★『信州健康ゼロエネ住宅助成金のご案内』・・・長野県が実施する新築工事助成金です。茅野市が実施する補助金と併用活用することができます。

- ★についての助成対象者、助成金額などの要件は、長野県ホームページをご覧ください。長野県諏訪建設事務所建築課（0266-57-2923）にお問い合わせください。

（お願い）

補助金の交付は、予算の範囲内となりますので、申請者多数により予算額に達した場合、受け付けを終了します。補助金を利用することが決まっている方は、早めに申請をお願いします。



耐震診断、耐震改修工事等補助申請のお申込み、お問合せ先

茅野市役所 都市計画課 建築係

TEL 0266-72-2101（内線 539・540）

E-mail toshikeikaku@city.chino.lg.jp